

主 文  
本件控訴を棄却する。理 由

本件控訴の趣意は、弁護士葛西宏安作成名義の控訴趣意書に、これに対する答弁は、検察官岡田照彦作成名義の答弁書にそれぞれ記載されているとおりであるから、これらを引用する。

控訴趣意第一の四について

所論は、要するに、原判決は、判示第一の一、二の事実に関し、被告人が金銭の貸付けによつて得た所得を雑所得と認定したが、被告人が貸付けにまわした資金量、利息収入の額、貸付回数、貸付けの相手方の人数等に照らすと、被告人が金銭の貸付けによつて得た所得は事業所得と認めるのが相当であるから、原判決は事実を誤認したものであるというのである。

そこで、検討すると、被告人が金銭の貸付けによつて得た所得が事業所得にあたるか否かは、被告人のした金銭の貸付けが所得税法二七条一項を受けた所得税法施行令六三条八号にいう「金融業」に該当するか否かの問題に帰着する。そして、個人による金銭の貸付けが右金融業にあたるというためには、当該個人による金銭の貸付けが営利を目的として反復継続して行われ、かつ、その貸付回数、貸付資金量、貸付利率、貸付資金の調達方法、店舗ないし事務所設置の有無、事務員の雇入れの有無、貸付けのための広告宣伝の有無等の諸般の状況に徴し、社会通念上も金融業と認められるだけの社会的実体を具備していることが必要であると解される。そこで、このような観点から被告人が行つた金銭の貸付行為についてみると、被告人が昭和四八年及び同四九年の両年中に貸付けた金額が高額で、いずれの貸付けにおいても月三分くらいの利息を徴し、十数名に及ぶ貸付相手から右両年で合計六八〇〇万円余りにも達する利息収入を得ているなど、一見被告人による金銭貸付けの事業性を肯認すべき事情が認められないわけではない。しかし他方、原判決も指摘するように、関係証拠によれば、被告人が行つた金銭の貸付けは、知人からの求めに応じた一時余裕資金を融通したり、被告人に資金的余裕があることを知るいれわゆる金融ブローカーが持ち込んできた融資の申し込みに応じるといふ形で行われたものであつて、広告宣伝を行うなどして被告人の方から積極的に融資の申し込みに勧誘したような事実は一切なく、貸付資金も、一部に金融機関からの借入れによつてまかなわれたものもあるが、多くは被告人がこれまで蓄積してきた自己資金及び自己の経営する株式会社A等からの借入れによつてまかなわれたこと、被告人は、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律七条による貸付金を出しておらず、金銭の貸付けを行うために店舗を設けたり、使用人を雇つたようなこともないこと等、被告人が金銭の貸付けを事業として継続して行う意思を有していたか否か及び被告人が行つた貸付行為の事業性に疑問を生じさせるような事情も認められる。そこで、以上のような諸事情を総合し、また、被告人自身も、犯行の段階から原審公判段階まで一貫して、金銭の貸付けを営業として行うと認めていたか否か及び被告人の行つた貸付行為の事業性に疑問を生じさせるような意思はなかつた旨供述していることをも併せて判断すると、被告人が金銭の貸付けを自己の事業として反復継続して行う意思を有していたとは認められず、また、それが金融業と称しうるだけの社会的実体を備えていたとも認められない。してみれば、原判決が、金銭の貸付けによつて得た被告人の所得を事業所得とせず、所得税法三五条所定の雑所得と認定したのは正当であつて、原判決に所論のような事実の誤認があるとは認められない。論旨は理由がない。

控訴趣意第一の二について

所論は、要するに、原判決は、判示第一の一の事実に関し、被告人が昭和四八年六月二八日頃Bに対して貸付けた二〇〇〇万円の利息として同人から最終的に收受した金額は一五〇万円であると認定し、被告人が同年一〇月一六日頃Bに右一五〇万円のうちの一〇〇万円を返還した事実があるにもかかわらず、それは被告人がその時Bとの間で右二〇〇〇万円の貸付金の弁済方法として行つた代物弁済契約による追加支払金であるとして、右利息収入の減額を認めなかつたのは事実を誤認したものであるというのである。

そこで、検討すると、原判決挙示の関係各証拠を総合すると、原判決が所論の点に関し認定判示するところはすべて正当として是認することができる（ただし、原判決七丁目表四行目に九月とあるのは八月の誤記と認められる。）。所論は、原判決が、被告人が前払方式により收受していた利息は九月二七日までの分であるから、これを一〇月一六日になつて返還しなければならぬ根拠は全く存しないとした判断を独断であるとし、被告人とBは真実利息を返還する旨の合意をしたもので

あると主張するけれども、被告人がBに一〇〇万円を交付した昭和四八年一月一日頃の時点では、被告人が先に受領した合計一五〇万円の利息に対応する二〇〇万円の貸付期間は既に終了していたのであり、しかも、被告人が右時点でBに一〇〇万円を交付することとしたのは、その頃同人との間でかわされた右二〇〇万円の代物弁済契約の内容が被告人に非常に有利なもののように思われたからであつて、右一〇〇万円交付の原因が同代物弁済契約にあつたことは明らかである。してみれば、たとい右一〇〇万円の交付が当事者間においては利息の返還という名目の下に行われたとしても、これを実質的に評価すれば、利息の返還ではないと認めるのが相当であるから、所論は採用することができない。原判決に所論のような事実の誤認があるとは認められず、論旨は理由がない。

控訴趣意第一の三について

所論は、要するに、原判決は、判示第一の二の事実に関し、被告人が昭和四九年四月一日にCを介して水戸地方裁判所麻生支部に納付した競売法の規定による不動産の競売予納金三〇万円並びに前同日同人を介して千葉地方裁判所八日市場支部に納付した同法の規定による不動産の競売予納金二〇万円及び競売申立ての嘱託登記につき納めた登記免許税二四万円について、これらは最終的には競売に付される物件の所有者が負担すべきものであり、競売申立人はその申立てに際していわば立替払いをしているにすぎないから、非営業貸金による雑所得の金額の計算上総収入金額から控除すべき必要経費にはあたらない旨認定判示したが、法律的にはこれら金額は競売申立人が競売費用として支出するものであるから、支出した日の属する年分の必要経費と認めるべきであるのに、それを認めなかつた原判決は事実を誤認したものであるというのである。

そこで、検討すると、競売法の規定による不動産の競売費用は（本件は民事執行法施行前の事案である。）本来債権者である競売申立人がみずから債権を回収するために支払う費用であつて、これにあてられる競売予納金及び登録免許税の納付義務者も競売申立人とされている（民事訴訟費用等に関する法律一二条、登録免許税法三条等参照）。したがつて、雑所得等の金額の計算にあたり、競売費用を必必要経費として計上する方法も、所得金額計算の一方方法として全く考えられないわけではない。しかし、競売予納金は、裁判所が競売手続上の個別的な費用を支出する前に、競売申立人がそれにあてるべきものとしてその概算額をあらかじめ提供する金員であつて、競売申立人がそれを裁判所に納付した時点では未だ競売費用とはなつておらず（納付された競売予納金は会計法上も国庫に帰属せず、保管金として扱われ、納付者の返還請求権が留保されている。）、また、納付された競売予納金がすべて必ず競売費用に充当されるとは限らないのであるから、競売申立人がこれを裁判所に納付した段階で直ちにその金額を債権回収のための費用として計上することは相当でない。競売申立の嘱託登記につき納める登記免許税は、競売申立人がその申立ての登記を受ける時に納期限が到来し、その税額も確定するものではあるが（国税通則法一五条、登録免許税法九条、二七条参照）、この登録免許税の納付も、前記予納金の納付と同様に、競売申立人が競売手続を利用するために法律上必要な支出であつて、納付した登録免許税は競売費用とされ、売却代金から優先して償還を受けられるものであるから、その経済的実質ないし所得金額計算上の観点からすれば、登録免許税の納付を競売予納金の納付とは別異に扱わなければならない理由は存しない。うえ、競売費用にあてるための支出を細分して、登録免許税納付のための支払い等その支払いの段階で直ちに競売費用として金額の確定するもののみをその都度費用に計上するというような方法は、登録免許税等の支払いの法的性質等について必ずしも専門的な知識を有するとは思われない企業等にその履踐を期待し難い計理処理の方法であると考えられる。しかも、競売費用は、最終的には競売不動産の所有者において負担すべきものとされており（競売法三三条二項参照、なお、この点は現行の民事執行法においても同様である。同法一九四条、四二条参照。）、売却代金交付の際、先に競売申立人が国庫に納付した登録免許税の金額及び裁判所に納めた予納金中競売費用に充当された金額については、競売費用として売却代金の中から他の債権に優先して競売申立人に支払いがなされるのであり、また、予納金中未使用に終つた分についても、競売手続の終了により保管事由が消滅し、返納される運びとなるのであつて、競売申立人による予納金及び登録免許税のための支払いは、償還ないし返納が予定された一時的な支払いにとどまるのであるから、右支払いを直ちに損益計算に反映させることなく、貸借対照表上の資産勘定にあたる仮払金勘定で処理することには十分な合理性があるというべきである。そのほか、競売手続は常に代金交付の段階まで進行するとは限らず、申立ての取





よつて、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。  
(裁判長裁判官 海老原震一 裁判官 杉山英巳 裁判官 浜井一夫)